佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業　厨房機器購入業務
特　記　仕　様　書

1　業務の概要
佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業　厨房機器購入

2　業務箇所
佐久市岩村田1862番地1

3　品名・数量
別紙仕様書参照

4　納入期限
平成27年9月20日

5　業務の報告
業務実施後は、書面を持って報告するものとする。

6　その他
(1)物品の納入にあたっては、担当部署と事前に連絡調整のうえ行うものとし、
また、納品の際、生じた梱包材料等は持ち帰り処分し、その費用一切を見込むこと。
(2)物品納入後のサポート(アフターケア等)が迅速に行える体制を確保すること。
(3)納入後1年間は保証期間とし、通常の使用により故障した場合は無償修理に応じること。
万一、機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品の不良、工作上の粗雑等の原因で
所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において
点検整備、改造、修理又は交換を行なうこと。
(4)搬入、据付、調整、試験(以下、「各作業」という)については、各厨房機器のメーカーの
指示に従って行うこと。平成27年9月20日(厨房機器引渡予定日)からすべての機器が稼働し
トレーニングに使用できること。なお、厨房機器引渡前には、受注者立会いのもと、病院の検査
を受けること。建設工事の進捗状況により納期が変更となる場合は、適宜対応すること。
(5)佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業新中央棟建設工事の建設業者と十分に
調整すること。落札者は契約前にも打合せ等求めた場合、参加すること。
(6)各作業に関して起きた一切の事故・障害及び諸設備の破損等は、病院及び病院が指定
する者の指示に従い、受注者が当該設備を無償にて復旧又は交換を速やかに行うこと。
(7)同等品等の使用により機器寸法等の変更が生じ建築工事等に影響を及ぼす場合は、
本業務の受注者の責務において一切の対処を行なうこと。
(8) 納入の際は、床・壁を傷めないよう受注者側で養生を行なうこと。
(9) 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において適正に処分を行うこと。
(10)建設工事期間内の現場作業のため、建設工事施工者の指示に従うこと。
(11)移設機器(A-21,A-27,C-11)については、移設時期・方法等について打合せの
上病院運営に支障のないように行うこと。
(12)据付完了後、燃焼機器や高さ1.5m以上の機器については、作業性が失われること
のない範囲で耐震固定や転倒防止策を施すこと。
(12)下記書類1部を提出すること。
ア　機器等の承認図　　契約後速やかに(仕様書またはカタログ等)

イ　納入工程表　　契約後速やかに
ウ　試運転調整報告書　　完了時
エ　納入・完成写真　　完了時
オ　完成図面　　完成時（紙ベース及び図面データのCD）
カ　取扱説明書　　完了時
キ　完成届　　完了時
ク　各機器の保証書　　完了時
ケ　その他　　監督員の指示による